

憲法理念の実現をめざす第62回大会（神奈川大会）基調（案）

1. はじめに

2023年10月以降、イスラエルによる一方的で激しい軍事攻撃にさらされ続けるパレスチナ自治区ガザでは、すでに6万人以上が亡くなり、負傷者は16万人を超えていました。パレスチナ自治区ガザの家屋の92%が破壊または損傷を受け、面積の約87%が避難命令の発令されている地区になっています。とても人の住める状態ではありません。とりわけ子どもの心と体が追いつめられ、「飢餓を武器として用いる」非人道的な状態が続いている。この「ジェノサイド」を止めるために、パレスチナを国家承認する国が出てきましたが、日本政府はアメリカへの配慮からパレスチナの国家承認を見送る方針であることが9月17日に報道されました。アメリカが仲介する形で停戦に向けた動きが出てきています。今後これが確実に進むのか、再び戦禍に巻き込まれることはないのか、アメリカにだけ依存するのではなく、国際社会が一丸となってとりくむ必要があります。その中で日本政府はこれ以上犠牲者を出さないために、責任のある役割を担うべきです。

ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始してから、3年以上が経過しました。ロシアのプーチン大統領は核兵器を所持していることを威嚇の材料とし、他国を牽制しています。ウクライナのゼレンスキーダー統領は応戦しながらロシア領へ侵攻をする等、戦争の終わりを見通すことは困難な状況が続いています。アメリカのトランプ大統領が介入する姿勢を示していますが、仲介役を果たせるかについては疑問を抱かずにはいられません。平和の実現を願う国際社会の市民一人ひとりが声をあげ続け、一刻も早く戦争行為の終結を求めていかなくてはなりません。

こうした国際情勢は、日本の「防衛強化」の理由の一つとなり、「明日は我が身」と、備えを厚くする論調に歯止めがききません。備えどころか防衛の域を超えて、攻撃できる国へと変化させようとする日本政府の政策は、安保3文書の具体化をはかる法改正など矢継ぎ早に行われ、その一つずつが大変重く重要で、看過できない問題点が多くあります。戦後80年・敗戦80年・被爆80年、日本政府がすすめる政策は過去の歴史を繰り返すことにつながり、かつての悲劇へと通じる「いつか来た道」を再び歩み始めているのではないかと危惧を抱くばかりです。二度と戦争を繰り返してはなりません。その決意がこめられた日本国憲法の価値が、今こそ見直されるべきです。

日本国憲法は、大きな犠牲を伴った悲惨な戦争の反省から、人々の平和を願う強い意志と民主主義実現の願いの下に生み出されました。憲法を「改正」し、第9条を変えて日本を「戦争のできる国」にしようとする動きに対しては、はっきりと反対を示し続ける必要があります。

私たちの未来と世界の平和、地球環境と人権を守るため、日本国憲法の理念の実現に向けた歩みを、日本と世界のためにいかさなければなりません。

2. 「立憲主義」の回復に向けて

1946年11月3日に日本国憲法が公布されてから、79年が経過しました。日本国憲法前文にもあるように、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにす

ること（平和主義）、そして「主権が国民に存すること（主権在民）」を宣言し、侵すことのできない永久の権利として、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない（基本的人権の尊重）」ことを定めました。これが、日本国憲法の三原則であり、私たちがこの間、一貫して共有してきた理念です。

さらに日本国憲法の前文には、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」とあります。

この決意を世界のすべての国々、すべての人々が共有すれば、地球規模での恒久平和は実現すると考えます。これこそが、私たちが考える本当の意味での「積極的平和」です。

安倍晋三・元首相は、国会の施政方針演説で、「積極的平和主義」を「国家安全保障戦略を貫く基本思想」と説明しました。この考え方に基づき、自国が攻撃を受けていなくとも、武力で同盟国を守る集団的自衛権の行使容認についての検討が始まりました。2015年に集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法が成立し、その後も繰り返し「積極的平和主義」を柱の一つに据え、「一国だけで自国の安全を守ることができない時代」としながら、集団的自衛権の行使容認により「抑止力を高める」と強調してきました。あれから10年になります。しかし、こうした力に基づく「積極的平和主義」には、憎しみや恨みを生む危険が常に潜んでおり、ひとたび誤れば、新たな戦争の火種となりかねません。世界の歴史を見ればそのことは明らかです。

立憲主義とは、憲法に基づいて政治統治がなされなければならないということのみならず、憲法によって権力者の権力濫用を抑えるもので、広く「憲法による政治」を意味します。混迷する世界情勢の中で、日本国憲法の理念の実現こそが重要であり、その実現に向けた努力の積み重ねに価値があると私たちは考えます。

3. 憲法をめぐる国会の状況

2024年の衆議院議員選挙の結果により、先の通常国会以降、衆議院憲法審査会会長を務めることになった立憲民主党元代表の枝野幸男衆議院議員は、臨時国会開催要求があった場合の召集期限や衆院解散の制約などに焦点を当てたことで、改憲を党是とする自民党内や改憲に積極的な政党間でも見解の相違が明らかになるなど、衆議院憲法審査会の議論の様相が変化をしました。

7月20日に投開票が行われた第27回参議院議員選挙では、自民・公明両党は過半数の議席を維持できず衆議院に続き参議院でも少数与党となりました。立憲民主党は野党第一党の位置を維持したものの、改選議席数と同じ22議席にとどまり、野党第一党としての存在感を示すことはできませんでした。一方、保守色の強い政策を打ち出した参政党は、14議席を獲得して非改選議席数と合わせて15議席と議席数を伸ばしました。

参議院の憲法審査会会長も選挙結果を受け、立憲民主党の長浜博行参議院議員が務めることになりました。長浜議員は8月1日の就任挨拶で「公正かつ円満な運営に努める」

と表明しました。その参議院審査会には参政党が3人の委員を送ることになります。参政党は憲法について一から作り直す「創憲」を提唱し、5月に発表した「構想案」では、天皇について「元首として国を代表」とし、主権について「国は主権を有し」と、現行憲法の主権在民を否定するような憲法の作り直しを提唱しています。法の下の平等や基本的人権の尊重といった憲法の基本すら踏まえず、多くの問題点を有する「構想案」を提唱する参政党の議員が、憲法審査会でどういう主張を展開するのか、注視していかなければなりません。

参政党の躍進は、極右の台頭という世界的な流れが日本にも漂着した感があります。2024年の欧州議会選挙においてEU加盟各国で極右政党が支持を集め、右派が大きく勢力を拡大するなど、各国の国内政治、経済社会状況や国民の不満の大きさと連動して排外主義や差別、民族間の分断が助長されつつあることに警戒を要します。こういった考え方方に、日本社会でも一定の支持が集まりました。そのことをどう捉え、どう乗り越えていくのか、私たちの運動の真価が問われ続けています。

参議院選挙からの長い政治空白の末、10月4日に高市早苗衆議院議員が自民党の新総裁に選出されましたが、「政治とカネ」の問題を蔑ろにする自民党の姿勢に対し、公明党は連立を離脱しました。少数与党となった自民党は、外交・安全保障や憲法「改正」などで保守色の強い政策を並べた連立合意書をもって日本維新の会と閣外協力という形で連立を組み、21日には高市総裁を第104代首相とする新内閣を発足させました。戦後の日本が築いてきた平和の礎を大きく転換させかねない施政方針に対して、強い危惧を抱かざるを得ません。衆参両院で過半数には届かない少数与党ではあるものの、改憲に前向きな姿勢を示す国民民主党なども含め、憲法をめぐる政治の構図では、改憲をめざす勢力が依然として多数を占めています。しかし、今、政治が果たすべき役割は、物価高などで苦しむ人々の生活を立て直すことであり、「改憲」を優先課題と考える市民が多くないことを、私たちはしっかりと主張していく必要があります。

4. 留まることを知らない軍備拡張路線

2022年12月の安保3文書閣議決定を受け、その具体化が進んでいます。集団的自衛権を行使する中での反撃能力の保有は、先制攻撃能力の準備にあたる危険性が高いことから、明らかな憲法違反だと考えられます。

防衛省は8月29日、「5年で43兆円」とした軍事費拡大計画の4年目にあたる2026年度予算概算要求を示しました。2025年度当初予算から1349億円増額の8兆8454億円となり、過去最高を要求しています。アメリカ・トランプ政権は日本との関税交渉のなかで、アメリカの兵器を追加購入、軍事費をGDP3.5%まで引き上げることを要求していました。アメリカの無謀な要求につき従うばかりでは、「防衛費」の負担ばかりが増加し続けます。物価高対策、子育て支援や教育格差の是正などの文教関連政策および介護や医療など人手不足が深刻な課題となっている社会保障関連政策など人々の暮らしに直結することに予算をつぎ込むべきです。

防衛省は、日本の全国各地で「継戦能力」向上と称し、「持続性・強靭性」「機動展開能力」「後方補給体制」「傷病者の後送体制」の強化にとりくみ、弾薬庫の増設（今後10年で130棟の新設）、民間施設の軍事利用（特定利用空港・港湾指定）、弾薬庫の日米共

用を進めています。

特定利用空港・港湾について日本政府は、あらたに4か所を追加し、2025年8月29日までに全国の14空港、26港湾の計40か所を指定しました。これらの空港・港湾は自衛隊だけではなく、米軍等との軍事演習にも使用されることが、安保3文書および2023年の日米安全保障会議で確認されています。7月には米空軍嘉手納基地所属の第31救難隊が石垣市の民間漁港で救難訓練を行っています。80年前の戦争では、軍事施設である空港・港湾が空襲、艦砲射撃等で攻撃を受け、周辺住民は多大な犠牲を強いられました。軍事施設は攻撃対象となり、そして軍は決して住民を保護することはないこれまでの歴史を再認識し、民間施設の軍事利用に断固反対していくことが重要です。

鹿児島・馬毛島の新基地建設、7月には佐賀駐屯地に陸自オスプレイが配備され、長崎・佐世保基地の陸海統合運用のための施設整備また護衛艦「ちょうかい」へのトマホークミサイル配備、2025年度末には熊本の健軍駐屯地に北京、平壌を射程に入れる改良型「12式地対艦ミサイル」が配備され、宮崎・新田原基地へのF35B配備と夜間も含めて垂直離着陸訓練が行われる方針転換が示されるなど、各地の自衛隊施設で軍事機能の強化と増強が着々と進められています。

沖縄・南西諸島・九州各地だけの問題ではなく、日本全国に広がる軍備拡張をこのまま看過するわけにはいきません。全国連帯の大きなうねりを作り出す運動の展開が必要です。

5. 核兵器廃絶・核の商業利用に反対し、エネルギー政策の転換を求める

6月13日、イスラエルはイランに対し先制攻撃を行い、続いて22日、アメリカ軍がイラン国内の核関連施設3か所へ空爆を行いました。これは国際法違反であるだけではなく、アメリカ国内の法的手続きをも無視した暴挙でした。

6月25日、トランプ大統領は北大西洋条約機構（NATO）首脳会議が開催されたオランダで、「あの一撃で戦争は終わった」「広島の例は使いたくないし、長崎の例も使いたくないが、本質的には同じだ」などと発言し、イラン空爆を正当化しました。これは核兵器使用それ自体も正当化する暴論であり、決して許されるものではありません。

インド・パキスタンの係争地域であるカシミール地方のインド実効支配地域で観光客が殺害された事件を契機に、5月、軍事的対立が激化しました。その後4日で合意には至りましたが、核保有国である両国の軍事的対立の動向は、核戦争の危機と直結していると言えます。中国はこの間、核弾頭数を大幅に増強しているとされています。2024年12月18日、アメリカ国防総省が、中国は運用可能な核弾頭をこの1年で100発増やし約600発保有していると推定した報告書を公表しています。

核不拡散条約（NPT）再検討会議の第3回準備委員会が4月28日から5月9日にかけ、アメリカ・ニューヨークの国連本部で開催されました。再検討会議のたたき台となる勧告案の採択には至らず、議長権限による文書を発表することになりました。勧告案の内容は核保有国に先制不使用政策を求めるとともに、核兵器禁止条約（TPNW）を「核兵器のない世界に向けた貢献に留意する」と評価するものでした。しかし、これに対しアメリカが先制不使用に関する項目削除を要求するなど、核保有国の強硬な態度が目立ちました。2026年にはそれぞれNPTとTPNWの再検討会議が予定されています。2024年

の日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞受賞、2025年の被爆80年とつながってきた核兵器廃絶に向けた歩みをさらに強くし、2026年の両再検討会議での国際社会一体となった核兵器廃絶の機運を高めていかなくてはなりません。

日本政府は「脱炭素電源の安定的な確保」「エネルギーの安定供給」などを理由に、これまでの「原発依存度の低減」から、原発の積極活用へと舵を切りました。いまだ東京電力福島第一原発事故により避難を強いられている福島県民が2万人を超えているにも関わらず、再び原発推進へ方針を転換させた日本政府に対して、私たちは「脱原発」実現をめざし、粘り強く声をあげ、行動する必要があります。

核の「商業利用」にすぎない原発に頼ることなく、再生可能エネルギーの技術促進をはかることが、結果として安全なくらしを実現することにつながります。世代を超えて「核のごみ」を残すことになる原発は停止し、廃炉を実現させていく必要があります。

6. 基本人権の確立に向けて

7月の第27回参議院議員選挙では、「日本人ファースト」や外国人排斥を主張する政党によって、あたかもそれが争点の一つであるかの如く扱われました。そういった主張が繰り返しマスコミ等でも流されたことによって、日本でこれまで生活してきた外国人のみなさんの日常生活が脅かされる事態となっています。子どもに対する暴力や嫌がらせもエスカレートする危機的状況です。日本社会の不安感や不安定さの原因は決して外国人にあるのではなく、日本政府の政策の結果にあります。外国人を攻撃し排除しても生活は改善されないにもかかわらず、外国人が生活苦のスケープゴートにされていることは大きな問題です。自民党は5月に「違法外国人ゼロをめざして」という提言を発表し、入管庁も同月「不法滞在者ゼロプラン」を公表しました。このプランは外国人との共生ではなく排除の政策を強く打ち出しています。2024年6月から施行された「改正」入管法により、難民申請中でも3回目以上の申請者は強制送還が可能となりました。さらに入管庁の「ゼロプラン」により、5月からは非正規滞在者が、難民申請中の子どもたちも含めて、次々と強制送還されています。今、必要な政策は、多民族・多文化の人々が共生する社会に向けた真の共生政策であり、マイノリティの人権保障や差別撤廃の政策です。

日本において女性参政権が実現したのは敗戦と同年であり、2025年は80年の節目の年となります。またその翌年に公布された日本国憲法は、「性別によって差別されない」ことを私たちの社会の基本原理として謳いました。家父長制は法律上廃止されましたが、その影響や役割分業意識は社会の中に根強く残り続け、今なお多くの課題があります。世界経済フォーラムが6月にジェンダーギャップ指数（男女共同参画に関する国際的な指標）を発表しましたが、日本は148か国中118位で、前年と同様でした。G7の中で最下位、改善が進んでいるとはいえない。国連は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、「個人通報制度」と「調査制度」の法整備を各国に義務付ける「選択議定書」の締結を求めています。しかし、日本政府は条約に批准しているものの、国内外から繰り返し要請があるにもかかわらず、「選択議定書」の締結を先延ばしにし続けています。国際基準にふさわしい女性の権利とジェンダー平等の実現に向けて、いまこそ、憲政史上初の女性首相誕生を契機に、日本政府に対し「選択議定書」の早期批准と、具

体的かつ実効性ある施策の実施を強く求めます。

日本政府のLGBTQ支援は依然として進展がありません。2023年に「LGBT理解増進法」が施行されたものの自民党内への配慮から基本計画も策定されませんでした。市民団体や経済界からもLGBTQへの差別や暴力をなくすための政府の対応が遅れているとして厳しい批判が相次いでいます。法整備による根本的な解決と、差別を克服するための諸制度の拡充が一刻も早く求められますが、自維政権は極めて否定的な姿勢を示しています。差別のない、だれもが生きやすい社会を実現するためのとりくみをすすめる必要があります。

選択的夫婦別姓制度については、高まる導入の声を受け、国会でも議論されるようになりましたが、別姓制度の確立に向けては依然高い壁が存在しています。多くの世論が別姓制度に肯定的であるにも関わらず、法整備が進まないことは政治の怠慢でもあります。戦前の慣習や保守的な家族観に固執する考え方を打破し、憲法の理念に基づいてすべての人のアイデンティティを尊重する社会の実現をめざさなければなりません。

7. おわりに

日本国憲法が、「時代にそぐわないから」「自主的に制定したものではないから」という理由で「改正」しなくてはならないと主張する考えがあります。戦後80年・敗戦80年・被爆80年を迎えた日本社会において、これまで私たちの生活を支えてきた憲法を、このような理由で「改正」する必要があるとは到底思えません。日常生活で憲法を意識するという場面は、そう多くある訳ではありません。唯一の立法権を持つ国会こそが、何より憲法理念の実現をめざさなければならないはずです。

今必要なのは、憲法に貫かれている理念の実現に向けた努力です。世界の平和を希求すること、平和な生活を守ること、命を大切にすること、人権を尊重にすること、そして未来を決めるのは私たち自身であるということ、こういった当たり前に思える一つひとつを確認するとりくみが、重要性を増してきている現状について、認識を共有する必要があります。

私たちは憲法を「改正」するよりも、憲法の理念の実現こそが重要であり、必要なのだと繰り返し訴えます。その訴えは決して変わることのない軸であるということを確認し、各地域での憲法理念の実現をめざしたとりくみを展開していきます。